

デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日
日本証券業協会

改正の趣旨

金融庁においては、昨年 1 月 21 日に公表された「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、去る昨年 9 月 13 日付けで、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図る観点から「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表したところである。

本協会では、昨年 1 月 18 日に決議した、行動規範委員会における「投資者保護の徹底に向けて」を受け、協会員における適正な投資勧誘の徹底を図るための実効性ある諸施策を検討するため「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について検討してきたところである。

今般、金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の内容及び平成 22 年金商法政府令の改正（以下「金商法改正」という。）並びに「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、投資者保護のより一層の充実を図るため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び関連規則の一部改正を行うこととする。

改正の骨子

1. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

(1) 勧誘における適合性原則の徹底

協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。）の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないこととする。【合理的根拠適合性の新設】（第 3 条第 3 項）

協会員は、特定投資家を除く個人顧客に対し、次に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該勧誘開始基準に適合したものでなければ、当該販売の勧誘を行ってはならないこととする。【勧誘開始基準の新設】（第 5 条の 2）

- イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
- ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
- ハ レバレッジ投資信託に係る販売

(2) 顧客に対する注意喚起文書の交付

協会員は、顧客（特定投資家を除く。）と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付し、

説明しなければならないこととする。（第6条の2第1項、第3項）

イ 有価証券関連デリバティブ取引等

ロ 特定店頭デリバティブ取引等

ハ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

ニ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととする。（第6条の2第2項）

イ 不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨

ロ リスクに関する注意喚起

ハ 指定紛争解決機関による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先 等

(3) 顧客からの確認書の徴求

協会員は、店頭デリバティブ取引等の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求することとする。（第8条第2項）

イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。

ハ 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

ニ 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

ホ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

協会員は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求することとする。（第8条第3項）

イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。

ハ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取

引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

(4) 電磁的方法による書面の交付等

協会員は、上記(2)の注意喚起文書の交付及び(3)の確認書の徴求について、電磁的方法によりこれを行うことができることとする。（第29条）

(5) その他

上記規定に伴い、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」及び「レバレッジ投資信託」に関する定義規定を新設するなど所要の整備を行うこととする。（第2条 等）

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

上記1. の改正に併せ、協会員は、委託する金融商品仲介業者が有価証券等の販売の勧誘を行う場合には、「勧誘開始基準」に基づき適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならないこととする。（第6条第2項）

3. 「CFD取引に関する規則」の一部改正について

(1) 店頭CFD取引の「不招請勧誘の禁止」の見直し

本規則における店頭CFD取引に対する「不招請勧誘の禁止」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第4条第1項第1号）

(2) 店頭CFD取引の「勧誘受諾意思の確認義務」等の見直し

本規則における店頭CFD取引に対する「勧誘受諾意思の確認義務」及び「再勧誘の禁止」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第4条第1項第2号、第3号）

上場CFD取引に対する「勧誘受諾意思の確認義務」及び「再勧誘の禁止」は現行どおり存続する。

(3) 店頭CFD取引の契約締結前交付書面への追記等の見直し

本規則における店頭CFD取引に係る契約締結前交付書面への記載事項の追記及びその説明義務は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第5条）

4. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

従業員に対する禁止行為として規定している、「不招請勧誘の禁止」、「勧誘受諾意思の確認義務」、「再勧誘の禁止」及び「契約締結前交付書面の追記記載事項の説明義務」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、「CFD取引に関する規則」と同様の改正を行うこととする。（第7条第3項第27～29号）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ㄱ (現 行 ど お り)</p> <p>6</p> <p><u>7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債</u> <u>金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第 2 条第 15 項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げるものをいう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1 倍又はマイナス 1 倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの</u></p> <p><u>ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動</u></p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>6</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p> <p>ハ <u>発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p>	
<p>8 <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。</u></p>	(新 設)
<p>9 <u>レバレッジ投資信託</u></p> <p><u>投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率（2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託（取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び前号に該当するものを除く。）をいう。</u></p>	(新 設)
<p>(通 則)</p> <p>第 3 条</p> <p>⌋</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の販売（新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デ</u></p>	<p>(通 則)</p> <p>第 3 条</p> <p>⌋</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>リバティブ取引等を含む。以下同じ。)</u> を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。</p>	
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>(顧客カードの整備等)</p>	<p>(顧客カードの整備等)</p>
<p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。<u>以下同じ。)</u>を除く。<u>以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。)</u>について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p>	<p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p>
<p>1 } (現行どおり)</p>	<p>1 } (省 略)</p>
<p>10</p>	<p>10</p>
<p>2 } (現行どおり)</p>	<p>2 } (省 略)</p>
<p>3</p>	<p>3</p>
<p>(勧誘開始基準)</p>	
<p>第 5 条の 2 <u>協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条において同じ。)</u> に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売 2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売 3 レバレッジ投資信託に係る販売 <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第 6 条の 2 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、<u>注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>有価証券関連デリバティブ取引等（金商法等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。）</u> 2 特定店頭デリバティブ取引等 3 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債 4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託 <p>2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>不招請勧誘規制の適用がある場合にあつては、その旨</u> 	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>2</u> <u>リスクに関する注意喚起</u></p> <p><u>3</u> <u>前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務(金商法第 156 条の 38 第 11 項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条において同じ。)を行う指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先</u></p> <p><u>4</u> <u>前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関(第 3 号の指定紛争解決機関を除く。)又は定款第 78 条の 2 第 1 項に規定するところにより本協会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先(第 3 号の指定紛争解決機関が存在しない場合に限る。)</u></p> <p>3 <u>協会員は、顧客と第 1 項各号に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>注意喚起文書を交付した日(この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。)から 1 年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等(第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるもの(第 1 号に掲げるものにあつては、定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。))に限る。)の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第 1 項ただし書き</u></p>	

新	旧
<p><u>の規定を適用する。</u></p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、<u>当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p>2 <u>協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等(定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等(「CFD取引に関する規則」第 3 条第 1 号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。)及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。)の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭</u></p>	<p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 8 条 協会員は、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))を除く。以下第 10 条において同じ。))と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 第3条第4項の重要な事項の内容</u> <u>2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。</u> <u>3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。</u> <u>4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。</u> <u>5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。</u> <p>3 <u>協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 第3条第4項の重要な事項の内容</u> <u>2 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影</u> 	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。</u></p> <p><u>3 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。</u></p> <p>（電磁的方法による書面の交付等）</p> <p>第 29 条 <u>協会員は、第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>協会員は、第 8 条に規定する確認書の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行</p>	<p>（電磁的方法による徴求）</p> <p>第 29 条 （新 設）</p> <p>2 <u>協会員は、第 8 条に規定する新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p>

新	旧
<p>する。</p> <p>2 協会員は、この改正の施行日以後に有価証券等の販売に係る契約を締結しようとする場合にあつて、この改正の施行日前に、当該顧客に対し、改正後の第6条の2の例により注意喚起文書を交付しているときには、当該顧客に対し、同条の規定により注意喚起文書を交付したものとみなす。</p>	

以 上

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 〽 (現行どおり)</p> <p>4</p> <p>2 協会員は、金融商品仲介業者が「<u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u>」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カード」を活用することにより、及び同規則第 5 条の 2 に定めるところ等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 〽 (省 略)</p> <p>4</p> <p>2 協会員は、金融商品仲介業者が「<u>顧客カード</u>」(「<u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u>」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カード」をいう。)を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p>

以 上

「CFD 取引に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引</p> <p>イ</p> <p>ㄎ (現行どおり)</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(1)</p> <p>・ (現行どおり)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 金融商品市場 (金商法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。) 又は外国金融商品市場 (同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。) を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引</p> <p>(勧誘についての禁止行為)</p> <p>第 4 条 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(削 る)</p>	<p>(定 義)</p> <p>第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引</p> <p>イ</p> <p>ㄎ (省 略)</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(1)</p> <p>・ (省 略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 金融商品市場 (金商法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。) 又は外国金融商品市場 (同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。<u>以下同じ。</u>) を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引</p> <p>(勧誘についての禁止行為)</p> <p>第 4 条 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>1 <u>店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為 (協会員が継続的取引関係にある顧客 (既にデリバティブ取引 (金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)) を行うための口座が開設さ</u></p>

新	旧
<p>1 <u>CFD取引契約（店頭CFD取引契約を除く。次号において同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</u></p> <p>2 <u>（ 現行どおり ）</u></p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）である場合には、適用しない。</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p><u>れている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。）に対し、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。）</u></p> <p>2 CFD取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。<u>以下同じ。</u>）である場合には、適用しない。</p> <p>（契約締結前交付書面の記載事項の追記）</p> <p>第5条 <u>協会員は、店頭CFD取引契約の締結をしようとする場合で、金商法第37条の3第1項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付するときには、当該書面に、金商法第37条の3第1項第1号から第6号まで並びに金商業等府令第82条各号及び第93条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>1 <u>当該協会員が顧客を相手方として行う店頭CFD取引に係るリスクを減少させる目的で行う取引（以下「カバー取引」という。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>カバー取引が取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）又は外国金</u></p>

新	旧
	<p><u>融商品市場において行われる場合 当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称又は外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したもの及びそれを日本語により翻訳して表示したものと並びに監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>ロ イに該当しないカバー取引の場合 当該取引の相手方となる他の金融商品取引業者等その他の者（以下「他の業者等」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>2 顧客が行う店頭 CFD 取引で当該協会が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>3 店頭 CFD 取引に関し、協会が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券（以下「証拠金等」という。）及び顧客の計算に属する金銭及び金融商品の価額に相当する財産について、その管理方法及び預託先</u></p> <p><u>2 協会員は前項各号で定めた事項を記載した契約締結前交付書面又はこれに係る契約変更書面（金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号ロに規定する契約変更書面をいう。）の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この項において同じ。）に対して、当該事</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">新</p> <p>(ロスカット取引の管理態勢)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものであるとする。</p> <p>1 店頭 CFD 取引ごとに、第 7 条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等 <u>(協会員が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券をいう。)</u> を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。</p> <p>2</p> <p>〽 (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(ロスカット判定の間隔)</p> <p>第 6 条</p> <p>〽 (現行どおり)</p> <p>(取引状況の報告)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結してはならない。</u></p> <p>(ロスカット取引の管理態勢)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものであるとする。</p> <p>1 店頭 CFD 取引ごとに、第 8 条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。</p> <p>2</p> <p>〽 (省 略)</p> <p>5</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(ロスカット判定の間隔)</p> <p>第 7 条</p> <p>〽 (省 略)</p> <p>(取引状況の報告)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>25</p> <p>26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。以下次号及び第 28 号において同じ。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項に</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>25</p> <p>26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「<u>金商業等府令</u>」という。)<u>第65条</u>第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。以下次号から<u>第30号</u>までにおいて同じ。)に対して、当該乗換えに関する</p>

新	旧
<p>ついて説明を行わないこと。 (削 る)</p> <p><u>27</u> CFD取引契約(CFD取引に関する規則第3条第3号に規定するCFD取引契約(同条第4号に規定する店頭CFD取引契約を除く。))をいう。以下同じ。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p><u>28</u> (現行どおり) (削 る)</p> <p><u>29</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p><u>27</u> 店頭CFD取引契約(「CFD取引に関する規則」(以下「CFD取引規則」という。)第3条第4号に規定する店頭CFD取引契約をいう。以下同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をすること(協会員が継続的取引関係にある顧客(既にデリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。))を行うための口座が開設されている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。)に対し、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。))。</p> <p><u>28</u> CFD取引契約(CFD取引規則第3条第3号に規定するCFD取引契約をいう。以下同じ。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p><u>29</u> (省 略)</p> <p><u>30</u> CFD取引規則第5条第1項各号に規定する事項を記載した契約締結前交付書面(金商法第37条の3第1項に規定する書面をいう。)又はこれに係る契約変更書面(金商業等府令第80条第1項第4号ロに規定する契約変更書面をいう。)の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、当該事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭CFD取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭CFD取引契約を締結すること。</p> <p><u>31</u> (省 略)</p>

新	旧
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。	

以 上

平成 23 年 2 月 1 日

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

本資料は、仕組債の中で、「適合性の原則等に基づく勧誘の適正化」及び「説明責任等の徹底（最悪シナリオを想定した損失の説明、確認書（チェックシート）の利用等」を図る必要がある「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうか判断するために用いるものとして作成したものです。

「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかは、下表の次の項目ごとに該当性を確認し、判断する。

(1) 商品例

償還（形態・通貨・額）が確定しているものであるか。¹

払込通貨と同通貨で償還するものであるか。

クーポン（通貨・額）が確定しているものであるか。²

払込通貨と同通貨でクーポンが支払われるものであるか。

クーポンが 0（ゼロ）又は極めてそれに近い水準になるものであるか。

(2) 商品タイプ

(3) 主なスキーム³

(4) リスクの種類と大きさ

¹ 「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定している、又は、オーバーパーで償還する可能性があることを指す。

² 「クーポンが確定している」とは利率又は通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない。）を指す。

³ 「(3) 主なスキーム」は「(2) 商品タイプ」の例として掲げているものであり、同一のスキームが複数の No.欄に記載されている場合がある。「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかについては、必ず(1)～(4)全ての事項を確認して判断すること。

	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ¹	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ²	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
1							SB、ステップアップ (ダウン) 債		仕組債ではない
1-2							転換社債及び他社株交 換権付社債		仕組債ではない
1-3						償還が払込通貨ベ ースで 100%を確 保。クーポンは変 動しない	[コール（プット）買 い型] 円債、同外債	償還時：なし 中途売却時：償還時 に参照している金融 指標等の変動により 価格変動。ただし、 確定金利、元本確保 型のため下限あり	×複雑な仕組債では ない。 ・(オプション価値分 クーポンは落ちる が) 償還時元本確 保型でクーポンが 変動しない。
2-1			×			払込通貨で 100% 償還。クーポンが 短期金利指標に連 動する変動利付債	[Libor (Tibor) フロ ーター債、CMT フロ ーター債] 円債、同外債	償還時：なし 中途売却時：金利水 準の変動による価格 変動は小さい	×複雑な仕組債では ない。 ・(クレジットの変化 による価格変動は あるが) 金利水準 の変動による価格 変動が小さい

¹ この表において「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定しているまたはオーバーパーで償還する可能性があることを指す。

² 同じく「クーポンが確定している」とは利率または通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない）を指す。

	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ¹	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ²	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
2-2			×			払込通貨で100% 償還。クーポンが 株価や為替等の金 融指標に連動する 債券	フロータークーポン型 債（2-1を除く）円債、 同外債	償還時：なし 中途売却時：クーポ ン決定時に参照して いる金融指標等の変 動により価格変動。	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時元本が確定 しており、且つクー ポンが一定値より 低くなることは ないため、価格変 動は大きくない
2-3				×		払込通貨で100% 償還。確定クーポ ンが異なる通貨で 支払われる債券	リバース・デュアルカ レンシー債（以下、逆 デュアル債という。）	償還時：なし 中途売却時：クーポ ンを支払う通貨の為 替レートの影響を受 けて価格変動する	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時元本が確保 されており、且つ クーポンが払込通 貨ベースで0にな る可能性は大きく ないため、価格変 動は大きくない

	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ¹	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポ ンの（通 貨・額） が確定し ている ²	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポ ンが0 又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
3		×				払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 確定クーポンが払 込通貨／償還時通 貨で支払われる	デュアル・カレンシー 債（以下、順デュアル 債という。）	償還時：為替リスク 中途売却時：償還時 通貨の為替レートの 変動影響を受ける	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時点では、外 貨建て SB を購入 した場合と同じ ・期中の価格変動イ メージは、外貨建 ての SB の価格を 円貨換算した場合 とほぼ同じになる。
3-2		×		×					
4		×	×			払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 クーポンが株価や 為替等の金融指標 に連動して変動す る	フロータークーポン型 順デュアル債、同逆デ ュアル債	償還時：為替リスク 中途売却時：償還時 通貨の為替レートの 変動の影響や、クー ポンが参照している 金融指標等の変動の 影響を受ける	複雑な仕組債であ る。
4-2		×	×	×					

	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ¹	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ²	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
5			×		×	払込通貨で100% 償還する。クーポ ンが金利や為替等 の金融指標等の変 動により大きく変 動する	〔リバースフローター 型、CMS フローター 型、パワークーポン型、 ダイレクトクーポン 型、snowball型、コリ ドー型、デジタルクー ポン型、リースト型〕 円債、同外債、同逆デ ュアル債	償還時：なし 中途売却時：クーポ ンに組み込まれた仕 組みにより、大きく 価格変動する可能性 がある	◎複雑な仕組債であ る。
5-2			×	×	×				
6		×	×		×	払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 クーポンが為替や 金利等の金融指標 等の変動により大 きく変動する	〔リバースフローター 型、CMS フローター 型、パワークーポン型、 ダイレクトクーポン 型、snowball型、コリ ドー型、デジタルクー ポン型、リースト型〕 順デュアル債、同逆デ ュアル債	償還時：為替リスク 中途売却時：一定の 条件下でクーポンが 0（0に近い状態を含 む）になることで割 引債と同様の状態と なり、年限の長いも のは大きく値下がり する可能性がある	◎複雑な仕組債であ る。
6-2		×	×	×	×				

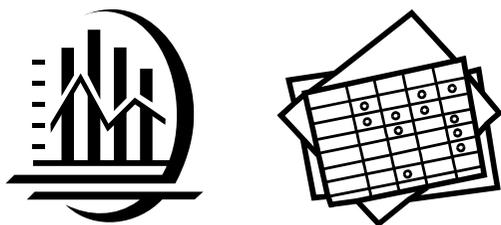
	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ¹	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ²	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
7	×	—	—	—	—	一定の条件により （元本を下回る価 値の）現物で償還 される可能性があ る債券 償還時に100%未 満で償還される可 能性がある債券 （価格が設定当初 から償還まで、特 定の指標にレバレ ッジ無く連動する ものを除く。） 償還時通貨が確定 していない債券	プット売り型EB（償還 時等あらかじめ定めら れた時限で自動権利行 使されるものを含 む。）、ロックイン型債、 償還通貨判定型債、エ クイティ指数リンク債 （プット売り型）、クレ ジットリンク債（単一 の企業等のクレジット のみを参照し、当該企 業等のデフォルト発生 時以外は100%償還と なるものを除く。）など 以上すべて通貨タイ プは問わない	償還時：参照指標の 変動に連動し大幅な 価格下落（最大無価 値化）となる場合あり 中途売却時：参照指 標の変動に連動し大 幅な価格下落となる 場合あり	◎複雑な仕組債であ る。

【留意事項】

- ・リパッケージ債については、最終的にリパッケージされた商品の商品性でどの項目に該当するかを判断するものとする。

店頭デリバティブ取引及び 店頭デリバティブ取引に類する複雑な「仕組債や投資信託」の 販売に関する自主規制の取り組み(イメージ)

商品販売前の検証の義務付け

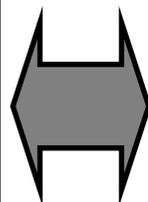


●合理的根拠適合性の検証

販売する商品のリスク特性、パフォーマンスなどについて事前に検証

●勧誘開始基準の設定

年齢や取引経験の有無、財産の状況などから勧誘対象となる顧客を選定



勧誘・販売時の説明義務の強化



●注意喚起文書の交付

不招請勧誘規制の適用がある場合はその旨、リスクに関する注意喚起、金融ADR(紛争解決)機関の紹介などを記載した文書を交付



●重要事項の説明

最悪シナリオを想定した損失額、中途売却の制限や売却試算額などについて説明



●確認書の受け入れ

重要事項の説明を行い、その内容をご理解いただいたことについて顧客より確認書を受け入れ

※詳しくは日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/>)に掲載の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及びガイドラインをご参照ください。